

中国地方五県保健環境系公設試験研究機関相互応援に関する協定書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県は、健康危機が発生し、発生した県（以下「発生県」という。）が独力では対応が困難な場合において、発生県に迅速かつ円滑な応援を行うため、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「健康危機」とは、感染症、食中毒、飲料水、医薬品、毒物・劇物、生物・化学テロ、院内感染その他何らかの原因により、人の生命と健康が脅かされる事態をいう。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 試験検査職員の派遣
- (2) 試験検査等の実施
- (3) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (4) 消耗資材（試薬、培地、診断用血清等）の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあったもの

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、発生県の主管部局長が、次のいずれかに該当すると判断した場合に、要請先の県の主管部局長に対して行うものとする。

- (1) 健康危機が拡大して試験検査に必要な人員に支障を生じる事態に至った場合
- (2) 施設、設備、機器又は消耗資材について必要な試験検査に支障を生じる事態に至った場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか発生県の主管部局長が必要とする場合

(応援要請の手続き)

第4条 発生県の主管部局長は、次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急又は迅速性を要する場合は、公印を省略した文書をファクシミリ又は電子メールで送信することにより要請することができるものとする。

- (1) 健康危機の種別
- (2) 健康危機発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 応援要請の内容並びに設備、機器又は消耗資材の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか発生県の主管部局長が必要と判断した事項

(応援要請の受諾)

第5条 第3条の規定による応援要請を受けた主管部局長は、原則として要請を受け入れるものとし、試験研究機関の長に対して必要な指示をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず第3条による応援要請を受けた主管部局長は、これに応ずることができないときは、その旨を速やかに発生県の主管部局長に通知するものとする。

(応援の中断)

第6条 第5条第1項の規定により応援要請を受諾した主管部局長は、実施している応援を中断しなければならないような特別な事態が生じた場合には、発生県の主管部局長と協議して応援を中断することができる。

(応援経費の負担等)

第7条 応援に要した経費は、原則として、応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた県から要請があった場合には、応援をした県は一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費負担等基準」のとおりとする。

(連絡担当部門)

第8条 各県の主管部局長は、試験研究機関内に、あらかじめ相互応援のための連絡担当部門を定め、健康危機が発生したときは、速やかに情報を相互に伝達するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

(施行)

第10条 この協定は、平成16年3月29日から施行する。

以上のとおり協定をしたことを証するため、この協定書5通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

応援経費負担等基準

1. 応援に派遣される試験検査職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費の負担等

(1) 第7条第1項に定める経費のうち、第2条第1号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援をした県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした県の負担とする。ただし応援先において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

(2) 第7条第1項に定める経費のうち、第2条第2号から第5号に定める経費は次のとおりとする。

区 分	経 費
第2条第2号の試験検査等の実施に係るもの	実施に要した経費
第2条第3号の設備等の貸与等に係るもの	輸送費及び故障した場合の修繕費
第2条第4号の消耗資材の提供に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第5号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(3) 応援を受けた県は、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

2 経費の一時繰替支弁等

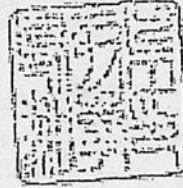
(1) 応援をした県は、第7条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合にあっては、1に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

(2) (1)の請求は、応援をした県の知事名による請求書により、応援を受けた県の知事に請求するものとする。

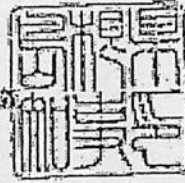
(3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

平成10年3月29日

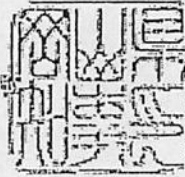
鳥取県 代表者 鳥取県知事 片山 繁博



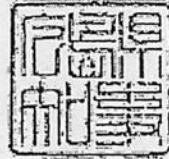
岐阜県 代表者 岐阜県知事 渡辺 隆



岡山県 代表者 岡山県知事 石井 正



広島県 代表者 広島県知事 藤田 隆山



山口県 代表者 山口県知事 二井 啓

